開発行為に関する工事の検査済証

７建指第　５３７　号
（Ｒ０８検査０１４）
令和８年８月３１日

富山市長　　藤　井　裕　久

下記の開発行為に関する工事は、令和８年７月２９日検査の結果、都市計画法第２９条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

１　開発許可の年月日及び番号

令和７年７月３０日　富山市指令建指第　５３７　号（Ｒ０７開発０１３）

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

富山市 高屋敷字上り立割７９１番２ほか４筆及び市有地

３　許可を受けた者の住所および氏名

富山県魚津市本江９９７番地１
井川不動産株式会社　代表取締役　井川　源治

４　予定建築物等の用途

分譲宅地（２０区画）

（担当）活力都市創造部　建築指導課　開発指導係
（TEL）　０７６－４４３－２１０４

開発行為に関する工事の検査済証に対する注意事項について

あなたが許可を受けられた開発行為の完了検査については、別添のとおり証明されましたが、下記の事項に注意してください。

記

1　調整区域においては、この開発許可に係る予定建築物以外の建築物を建築してはいけません。また、用途の変更については、改めて許可を受けなければならないので特に注意してください。

2　開発行為又は、開発行為に関する工事により新たに設置された公共施設の管理及び用地の帰属については、延滞なく引き継ぎ手続きを行ってください。